大分市営スポーツ施設優先確保に関する要領

別紙①

（趣旨）

第１条 この要領は、大分市営スポーツ施設の優先的な利用の確保に関する基準及び手続について、必要な事項を定めるものとする。

（優先確保対象）

第２条 優先確保は、競技スポーツの振興、生涯スポーツの推進、市民の健康増進、地域の活性化等に資する公益性を有する大会、イベントその他の事業を対象とし、その区分及び優先順位は、別表に定めるところによる。

（定義）

第３条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 施設　大分市営スポーツ施設をいう。

(2) 優先確保 大会、イベントその他の事業の実施のため、一般の使用許可申請の受付開始前に、優先的に施設を確保することをいう。

（調整の原則）

第４条 優先確保に当たっては、公平性及び施設の有効利用を確保するため、各事業の開催日程及び利用施設について、可能な限り調整するものとする。

（優先確保基準）

第５条 優先確保は、別表に定める区分及び優先順位に従って行うものとする。ただし、施設の使用許可をする者が別に優先順位を定めている場合は、その定めるところによる。

（優先確保の申請受付期間）

第６条 優先確保及び施設使用の申請受付期間は、次のとおりとする。

(1) Ａ区分に係る申請は、年間を通して随時受け付ける。ただし、申請時点において既に確保されている予約に優先するものでは無い。

(2) Ｂ区分の申請受付は、原則として利用日の前年度のＢ区分取りまとめまでとする。

(3) 前号の期限後にＢ区分に係る申請があった場合は、Ｃ区分に係る申請の受付期間内に限り、Ｃ区分と同等に取り扱うものとする。

(4) Ｃ区分の申請受付は、原則として利用日の前年度のＣ区分の取りまとめまでとする。

(5) Ｄ区分に係る申請は、一般の抽選予約の受付開始日の属する月の前月末日まで受け付ける。

２ 前項各号の規定にかかわらず、施設の使用許可をする者が他の申請期限を指定する場合は、その期限によることとする。

（審査）

第７条　市長は、別表に定めるＣ区分に係る申請があったときは、次に掲げる事項について審査するものとする。

(1) 事業が第２条に規定する優先確保の対象に該当し、かつ、別表に定める要件を満たしていること。

別紙①

（2）事業の目的及び内容に公益性が認められること。
（3）事業の規模、内容その他の事情を踏まえ、施設の優先的な確保が必要と認められること。

別表

分類・順位	大会等
A 大規模大会等 （最優先）	（1）市主催大型イベント （2）国際大会 （3）全国大会 ※九州大会は原則対象外であるが、県営施設と併せて予約が必要な場合は対象とする。 （4）おおいたホームタウン推進協議会パートナーチームのホームゲーム （5）大分市スポーツコミッション推進事業
B 優先予約	（1）市主催・共催事業 （2）その他公共団体の主催事業 （3）中学校体育連盟及び高等学校体育連盟が主催する大会 （4）プロスポーツの公式試合及びプロスポーツチームの合宿等 （5）地域団体等が主催する、広く市民の参加が見込まれる大規模なイベント
C 調整会議	（1）スポーツ団体（競技団体、校区・地区体育（スポーツ）協会、地域総合型スポーツクラブ等）が主催する、競技スポーツの振興又は生涯スポーツの推進を目的とする事業。 （2）その他、広く市民を対象として、競技スポーツの振興、生涯スポーツの推進、運動を通じた市民の健康増進又はスポーツを通じた地域づくりの推進を目的とする事業。
D 一般抽選前の優先確保	（1）10 チーム以上又は 100 人規模の大会 （2）学校行事（遠足・運動会等）

備考
1. 優先確保における「大会」は、練習を主たる目的とするものを含まない。
2. 特定の参加者を対象として定期的に開催される月例大会等のうち、一般利用と同様の性格を有するものは、優先確保の対象外とする。